

改正電子帳簿保存法 対策セミナー

令和4年1月1日から改正電子帳簿保存法が施行されました。内容は、電子取引データの電子保存が義務づけられたことです。

その後、2年間の宥恕措置が設けられましたが、来たるべきインボイス制度の本格導入を踏まえ、情報の電子化はなるべく早く準備しておく必要があります。

セミナーの内容

- 電子帳簿保存法とは？
- 電子帳簿保存法改正の内容
- 電子取引保存の方法
- インボイス制度との関連
- 質疑応答

日時

令和4年 **11月8日** (火)

13:30 ~ 15:00

会場

須賀川商工会館 会議室

定員

20名 ※定員になり次第、締め切らせていただきます。

講師

税理士・中小企業診断士 **鈴木 龍京** 氏

(鈴木税務会計事務所副所長 (有)パブリック会計)

申込方法

下記申込書より、FAXまたはお電話にてお申込みください。
(11月1日(火)締切)



会員・非会員問わず

**受講料
無料**

主催：須賀川商工会議所 TEL 0248-76-2124 FAX 0248-76-2127

須賀川商工会議所宛 FAX 0248-76-2127

「改正電子帳簿保存法対策セミナー」(11/8) 申込書

事業所名		所在地	
TEL		FAX	
受講者名①		受講者名②	

※ご記入いただきました個人情報は、本セミナーにおける本人確認、受付連絡等セミナーに関する連絡の目的のみ使用いたします。
※新型コロナウイルス感染防止策として、マスクの着用をお願い致します。また、発熱のある方はご遠慮ください。